別添２

福井労発基１１２１第２号
平成２６年１１月２１日

関係団体の長　殿

福井労働局長

冬季無災害運動の実施について（要請）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃より、労働行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
福井県内においては、例年、冬季における積雪・凍結等に起因する冬季特有の労働災害の割合が、冬季の死傷者全体の約２割を占めている状況にあります。特に、積雪・凍結等により滑って転倒する災害が全体の約７割を占め、手足等を骨折する等の重傷災害が多く発生しています。
過去３年間、12 月から２月末までの冬季において 128 人もの方が積雪・凍結等により休業４日以上の労働災害に、被災し、そのうち積雪・凍結等により転倒された方が 87 人、屋根の雪下ろし等において墜落・転落された方が 19 人、車やバイクのスリップ等による交通事故に遭われた方が 16 人といった状況にあります。
特に、年末年始は、生活のリズムの変化、荷動きの増加、気象条件（積雪・凍結等）、交通事情等から労働災害が増加する時期であり、各事業場、職場では、余裕をもった作業計画と災害防止のための特別な配慮が必要となってまいります。
これらのことから、冬季の積雪・凍結等の労働災害防止及び年末年始の非定常作業等の労働災害防止運動を積極的に展開することにより、さらなる労働災害の減少を図るため、別添の「冬季無災害運動実施要領」を定め、同運動を実施することといたしますので、貴職におかれましても、以上の趣旨を御理解いただき、広報誌等を通じて広く会員、関係事業者、地域住民等に周知いただくとともに、当局が実施する対策について御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。
また、貴職場等に同封のポスターを平成 26 年 12 月 1 日から平成 27 年 2 月末まで掲示していただきますよう、併せてお願いいたします。